## 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条 に基づく認定に係る技術的審査業務料金表

## 別表1

住宅 (一戸建ての住宅)

単位:円(税込み)

和	重 別	料金
性能基準	単独申請	39, 600
1生肥基準	併願申請 ※	19, 800
仕様基準	単独申請	11 000
<b>仏</b> 依	併願申請 ※	11, 000

## 別表2

住宅(共同住宅等)

単位:円(税込み)

	種別			別	料金	備考(加算の要件等)
性能基準	住棟 (①+②)	単独申請	住宅部分 の全戸数 (住戸) ①	2~10 戸以下	$39,600 + M \times 9,900$	Mは全戸数を示す
				11~30 戸以下	$79,200+M\times 5,500$	
				31 戸以上	$158,400+M\times3,300$	
			共用部の 床面積の 合計(共 用部)②	300 ㎡以内	39, 600	
				300 ㎡超~1,000 ㎡以内	66, 000	
				1,000 ㎡超~5,000 ㎡以内	132, 000	
				5,000 ㎡超え	198, 000	
		併願申請※	住宅部分の全戸数(住戸)①		$19,800+M\times3,300$	Mは全戸数を示す
			共用部の 床面積の 合計(共 用部)②	300 ㎡以内	39, 600	共用部の省エネ基準 の適合性について審 査を行っている他の 業務との併願申請の 共同住宅の場合は、 共用部②の料金を加 算しない
				300 ㎡超~1,000 ㎡以内	66, 000	
				1,000 ㎡超~5,000 ㎡以内	132, 000	
				5,000 ㎡超え	198, 000	
仕様	単独申請				11 000	
仕様基準	併願申請 ※				11,000	

モデル建築法 (非住宅建築物)

単位:円(税込み)

, lu-mah	非住宅建築物の用途別の料金(建築物1棟当たり)			
床面積	第1類 (ホテル、病院、集会所等)	第2類 (第1類、第3類以外)	第3類 (工場等)	
300 ㎡以内	123, 200	77,000	61, 600	
300 ㎡超え 1,000 ㎡以内	154, 000	107, 800	77, 000	
1,000 ㎡超え 2,000 ㎡以内	184, 800	123, 200	92, 400	
2,000 ㎡超え 5,000 ㎡以内	292, 600	200, 200	154, 000	
5,000 ㎡超え 10,000 ㎡以内	369, 600	246, 400	184, 800	
10,000 ㎡超え 20,000 ㎡以内	462, 000	292, 600	215, 600	
20,000 ㎡超え 50,000 ㎡以内	569, 800	369, 600	277, 200	
50,000 ㎡超え 100,000 ㎡以内	723, 800	477, 400	354, 200	
100,000 ㎡超え 200,000 ㎡以内	1, 001, 000	739, 200	585, 200	
200,000 ㎡超え	1, 386, 000	924, 000	739, 200	

## 別表 3-2

標準入力法・主要室入力法(非住宅建築物)

単位:円(税込み)

標準人力法・主要至人力法(非任名建築物) 単位:円(税込み)					
±-74	非住宅建築物の用途別の料金(建築物1棟当たり)				
床面積	第1類 (ホテル、病院、集会所等)	第2類 (第1類、第3類以外)	第3類 (工場等)		
300 ㎡以内	246, 400	154, 000	123, 200		
300 ㎡超え 1,000 ㎡以内	308, 000	215, 600	154, 000		
1,000 ㎡超え 2,000 ㎡以内	369, 600	246, 400	184, 800		
2,000 ㎡超え 5,000 ㎡以内	585, 200	400, 400	308, 000		
5,000 ㎡超え 10,000 ㎡以内	739, 200	492, 800	369, 600		
10,000 ㎡超え 20,000 ㎡以内	924, 000	585, 200	431, 200		
20,000 ㎡超え 50,000 ㎡以内	1, 139, 600	739, 200	554, 400		
50,000 ㎡超え 100,000 ㎡以内	1, 447, 600	954, 800	708, 400		
100,000 ㎡超え 200,000 ㎡以内	1, 694, 000	1, 155, 000	1,001,000		
200,000 ㎡超え	2, 233, 000	1, 463, 000	1, 232, 000		

- 1. 非住宅建築物及び複合建築物において非住宅部分の用途が複数混在する場合の料金は、第1類が含まれているときは第1類の額を、第1類がなく第2類が含まれるときは第2類の額を適用する。
- 2. 非住宅建築物における併願申請 ※ の料金は、一律19,800円とする。
- 3. 複合建築物(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合は、それぞれの用途により算出した料金を合計した額とする。
- 4. 変更申請の料金は、別表1から別表3及び上記1から3の料金に0.5を乗じた額とする。(直前の適合証をセンターから受けていない場合、評価方法の変更による場合又は計画を大幅に変更する場合にあっては、新規の申請として取り扱うものとする。)
- 5. 改修前後の BEI 等の値を評価する場合は、別表1から別表3の料金に0.5を乗じた料金を加算する。
- 6. 直前の適合書をセンター以外の者が交付したものの変更申請をセンターに申請する場合の料金は、別表1から別表3及び上記1又は3に掲げる額とする。
- 7. 軽微な変更説明書に係る審査の料金は、1 通につき 3,300 円とする。ただし、適合証の記載内容に変更を伴う場合は、11,000 円とする。
- 8. 再発行料金は、1通につき 5,500 円とする。
- ※ 併願申請とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計住宅性能評価、長期使用構造 等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、BELS 評価、フラット 35 S、住宅性 能証明書又は東京ゼロエミ住宅認証審査をセンターに併せて申請(センターが既に交付した 場合で当該業務の基準に適合することが確認でき、かつ、その計算結果に変更がない場合を 含む。) するものをいう。
- (注)併願申請※において一の業務については、単独申請の料金とする。